

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

○知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規

告 示

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件

○道路の区域を変更する件

○道路の供用を開始する件

公 告

○一般競争入札を行う件二件

○落札者を決定した件

福 島 人 事 委 員 会

○平成二十七年年度福島県警察官採用候補者試験（特別募集）を行う件

正 誤

○平成二十六年十一月十四日付け定例第二千六百四十二号中

○平成二十六年十二月二十四日付け号外第六十七号中

○平成二十六年十二月二十四日付け号外第六十九号中

○平成二十六年十二月二十四日付け号外第七十号中

○平成二十六年十二月二十四日付け号外第七十号中

規 則

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年二月十三日

福島県知事 内堀雅雄

福 島 県 規 則 第 五 号

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成二十七年福島県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号本文中「又は申出」を削り、同号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第二号中「又は申出」を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定（同条第一号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（文書法務課）

告 示

福 島 県 告 示 第 八 十 七 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十七年二月十三日から同年六月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年二月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ新白河店 福島県白河市転坂百三十一番地ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社デンコードー
代表者の氏名 代表取締役 井上 恵右
住所 宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社デンコードー
代表者の氏名 代表取締役 井上 恵右
住所 宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十七年十月一日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三千六百二十平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 1 駐車場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 百七十四台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 三十四台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 百二平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 六十九立方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) 開店時刻 午前九時
 - (二) 閉店時刻 午後九時三十分
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (一) 午前八時三十分から午後十時まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (一) 数 四か所
 - (二) 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - (一) 午前六時から午後九時まで
 - 七 届出年月日
 - (一) 平成二十七年一月三十日
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第八十八号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十七年二月十三日から二週間一般の縦覧
 に供する。
 平成二十七年二月十三日

路線名	区	間	変更前	変更後
			敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長

福島県知事 内堀雅雄

一般国道 四〇一号	会津若松市北会津町北 後庵字上川原四番一 地先から 同 市北会津町北 後庵字上川原四五番一 地先まで	変更前	A 一一・〇〇 一一・八	変更後	A 一一・〇〇 一一・八 B 一一・二〇 一四・〇	一六〇・〇 一六〇・〇 一七〇・〇
--------------	---	-----	--------------------	-----	--	-------------------------

(道路計画課)

福島県告示第八十九号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方
 建設事務所で平成二十七年二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十七年二月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道会津若松裏磐梯線	耶麻郡北塩原村大字松原字狐山一 一三〇番六四地先から 同 郡同 村大字松原字狐山一 一三〇番六六地先まで	平成二十七年二月一三日

(道路計画課)

公 告

公告第35号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年2月13日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 県庁舎等清掃業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 共通仕様書及び特記仕様書による。
- (3) 履行期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (4) 履行場所 特記仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき知事が定めた次に掲げる資格を有する者であること。
 - ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業について同項の規定により都道府県知事の登録を受けていること又は平成27年4月1日に登録を受けていることが事実であること。
 - イ ビル管理法第12条の2第1項第7号に掲げる事業について同項の規定により都道府県知事の登録を受けていること又は平成27年4月1日に当該登録を受けていることが事実であること。
 - ウ ビル管理法第2条第1項に規定する特定建築物又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院において、業務対象延べ床面積10,000平方メートル以上の清掃業務を、平成24年1月1日以降、12月以上継続して履行した実績を有すること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年3月3日（火）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部文書管財総室施設管理課
電話024-521-7080

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成27年2月13日（金）から同年3月3日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布に関する事項

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成27年3月25日（水）午後1時30分
- (2) 場所 福島県自治会館3階303会議室（福島県福島市中町8番2号）
- (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年3月24日（火）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。
なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 入札の効力
本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成27年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。
- 10 その他
(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(4) 契約書作成の要否 要
(5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
(1) Nature and quantity of the services to be required : Prefectural Government Office Cleaning Service 1set
(2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m, 25 March 2015
(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15 p.m, 24 March 2015
(4) Contact point for the notice : Facilities Management Division, Archives&Property Management Office, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan
TEL024-521-7080

(施設管理課)

公告第36号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年2月13日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の件名及び数量 コピー用紙A4 (2,500枚入) 予定数量 30,300箱
(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
(3) 納入期限 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
(4) 納入場所 福島県知事が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
(2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
(3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。

- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年3月13日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成27年2月13日（金）から同年3月13日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
(2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年2月26日（木）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年3月26日（木）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月25日（水）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じ、さらに100分の108を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 入札の効力
本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成27年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。
なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。
- 10 その他
(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 入札書には、1箱当たりの単価を記載すること。
なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に納入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）により行うこととするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(4) 契約書作成の要否 要
(5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
(1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased : A4Size Copy Paper

(2,500Sheets) 30,300Cases

- (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 26 March 2015
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 25 March 2015
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima
960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第37号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年2月13日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
防毒マスク及び吸収缶 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年1月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
東洋安全防災株式会社 いわき市平塩字風内73番地の2
- 5 落札金額
33,357,468円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成26年11月14日

(入札用度課)

福島県人事委員会

公告第一号

平成二十七年年度福島県警察官採用候補者試験（特別募集）を次のとおり行います。
平成二十七年二月十三日

福島県人事委員会

一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

区分試験	採用予定人員	受験資格
警察官A (男性・一般) 警察官A (女性・一般)	二十名程度 五名程度	昭和五十六年四月二日以後に生まれた者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除きます。)を卒業したものの若しくは平成二十七年九月末日までに卒業見込みのもの又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認めるものとし、ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。 一 日本の国籍を有しない者 二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

二 試験の方法及び内容

1 第一次試験

(一) 教養試験(多肢選択式)

出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表のとおりとします。

(二) 論文試験

2 第二次試験

- (一) 口述試験
- (二) 適性検査
- (三) 体力検査
- (四) 身体検査(測定方式)
- (五) 身体検査(持参方式)

三 試験期日、試験地及び合格者発表

区分	試験期日	試験地	合格者発表
第一次試験 (日)	平成二十七年五月十日	福島市	平成二十七年五月二十九日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験	平成二十七年六月二十三日(火)から同月二十六日(金)までの四日間のうち指定する二日	福島市	平成二十七年八月十三日(木)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

四 受験申込みの手続

1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二一七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所並びに福島県警察本部警務部警務課、福島県内の各警察署、各交番及び各駐在所(山木屋駐在所、江名駐在所、小高駐在所、飯館駐在所、榎葉駐在所、夜の森駐在所、大熊駐在所、双葉駐在所、請戸駐在所、大堀駐在所、室原駐在所、津島駐在所及び葛尾駐在所を除きます。)において配布します。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。
なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該シ

3 ステムで入力することとされている項目を全て入力し、送信してください。

(一) 申込受付期間

平成二十七年三月十三日(金) から同年四月十日(金) までです(郵便による申込みは、同年四月十日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます)。

ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成二十七年三月十三日(金) から同年四月七日(火) までです。

(二) 申込受付時間

月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。

ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯(平成二十七年四月七日(火) にあつては、午後五時まで)となります。

五 給与

1 初任給

この試験に合格し、採用されると、二〇九、七〇〇円の初任給が支給されます。

2 その他の給与

職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

六 合格から採用まで

合格者名は、区分試験ごとに作成される任用候補者名簿に第二次試験に係る得点順に登載された上、福島県警察本部長に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問い合わせ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局又は福島県警察本部署部警務課(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二二―二二五―内線二六二二、二六二六)に問い合わせてください。

別表

教養試験出題分野一覧表()内は、出題分野別出題予定数)

社会科学(9)、人文科学(9)、自然科学(7)、文章理解(9)、判断推理(9)及び数的推理・資料解釈(7)

(採用給与課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十六年十一月十四日付け定例第二千六百四十二号中

五四九	一七	特定専決事項)	特定専決事項
-----	----	---------	--------

○平成二十六年十二月二十四日付け号外第六十七号中

二〇	下	後ろか	乗じて
		ら三	乗じた

○平成二十六年十二月二十四日付け号外第六十九号中

二	下	一五	平成二十六年法律第九号
			平成二十六年法律百九号

○平成二十六年十二月二十四日付け号外第七十号中

九	上	二二	ただし、
		ら一	ただし。
十	上	98	98
		98	98
		99	98